

議案第 5 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備等に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備等に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 3 月 4 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第
76 号）の施行に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号及び
第 204 条第 3 項の規定により、関係条例に教育長を加える等所要の改正を行う必要があ
る。

これが、この議案を提出する理由である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(里庄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止)

第 1 条 里庄町教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和 36 年里庄町条例第 7 号)は廃止する。

(町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部改正)

第 2 条 町長及び副町長の給料その他の給与条例(昭和 29 年里庄町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の職員の給与に関する条例

第 1 条を次のように改める。

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条の規定に基づき、町長、副町長及び教育長(以下「特別職の職員」という。)の給与の額及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条に次の 2 項を加える。

2 特別職の職員には、前項に掲げる給料のほか、通勤手当、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給する。

3 通勤手当、扶養手当及び住居手当の額は里庄町職員の給与に関する条例(昭和 27 年里庄町条例第 18 号)の適用を受ける職員(以下「本町職員」という。)の例により算出した額とする。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 期末手当は 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者に支給する。これらの基準日前 1 カ月以内に任期満了、退職又は死亡した者についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 190、12 月に支給する場合においては 100 分の 200 を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 カ月 100 分の 100

(2) 5 カ月以上 6 カ月未満 100 分の 80

(3) 3 カ月以上 5 カ月未満 100 分の 60

(4) 3 カ月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の額の合計額に、給料の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額とする。

別表に次のように加える。

教育長	月額 600,000 円
-----	--------------

(里庄町課設置条例の一部改正)

第 3 条 里庄町課設置条例(昭和 35 年里庄町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中

「 総務課

- (1) 議会及び町の行政一般
- (2) 予算その他財政に関する事項
- (3) 財産の管理に関する事項
- (4) 栄典及び表彰に関する事項
- (5) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項
- (6) 入札及び入札による契約に関する事項
- (7) 文書、条例、規則その他庶務に関する事項
- (8) 消防、防災その他危機管理に関する事項
- (9) 選挙に関する事項
- (10) 会計に関する事項
- (11) 情報化の推進に関する事項
- (12) 情報の管理及び保護に関する事項
- (13) 里庄町介護老人保健施設里見川荘の指定管理者業務に関する事項
- (14) その他他課の主管に属しない事項

を

「 総務課

- (1) 議会及び町の行政一般
- (2) 予算その他財政に関する事項
- (3) 財産の管理に関する事項
- (4) 栄典及び表彰に関する事項
- (5) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項
- (6) 入札及び入札による契約に関する事項
- (7) 文書、条例、規則その他庶務に関する事項
- (8) 消防、防災その他危機管理に関する事項
- (9) 選挙に関する事項
- (10) 会計に関する事項
- (11) 情報化の推進に関する事項
- (12) 情報の管理及び保護に関する事項
- (13) 里庄町介護老人保健施設里見川荘の指定管理者業務に関する事項
- (14) 総合教育会議に関する事項
- (15) その他他課の主管に属しない事項

に改める。

(里庄町議会委員会条例の一部改正)

第4条 里庄町議会委員会条例（昭和36年里庄町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年里庄町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「

教育委員会	委員長	月額	28,500円
	委員	月額	24,500円

」を

教育委員会委員	月額	24,500円
---------	----	---------

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定により引き続き在職する間は、第 1 条の規定による廃止前の里庄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、この条例施行後も、なおその効力を有することとし、第 2 条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の日から改正法附則第 2 条第 3 項に規定する任期が満了する日までの間は、第 5 条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。